都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿 中 核 市

> 厚生労働省社会·援護局障害保健福祉部企画課長 (公 印 省 略)

死亡者の身体障害者手帳返還届出が未提出の場合の処理等について

日頃より、障害福祉行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 昨年12月に策定されたデジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決 定)において、住民が行政手続等を行う際の負担軽減、利便性の向上を図る観点から、 行政手続き等のワンストップ化を推進する旨の項目が盛り込まれたところです。当該 項目のうち、死亡・相続に関する行政手続きのワンストップ施策として、「他の手続き で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略を認めていない 行政手続について、各府省中期計画に基づき、当該届出の提出を省略可能とする対応 を行う」こととされているところです。

現行、身体障害者手帳所持者が死亡した際は、身体障害者福祉法第 16 条第 1 項及び「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」(平成 21 年 12 月 24 日付障発 1224 第 3) 第一の4 (2) の規定により、すみやかに手帳の返還届を提出するとともに手帳を返還しなければならないと定めているところです。

今般、上記のデジタル・ガバメント実行計画の記載を踏まえ、他の手続で登録された死亡情報を参照するなど死亡の事実が確認できた場合には、死亡した方のご遺族等から返還届の提出について省略を可能とする取扱としますので、都道府県におかれましては、その旨、管内市区町村への周知をお願いします。

また、返還届の提出を省略した場合であっても、死亡された方の手帳については、 現物の回収、又は回収しない場合は、手帳本体に廃止済みである事が分かるような措 置を施すなど、適切な取扱に努めて頂きますようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置付けられるものです。

(参考1) 関係条文

○身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二八三号)

(身体障害者手帳の返還)

第十六条

身体障害者手帳の交付を受けた者又はその者の親族若しくは同居 の縁故者でその身体障害者手帳を所持するものは、本人が別表に掲げ る障害を有しなくなったとき、又は死亡したときは、すみやかに身体

- ○身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号) (身体障害者手帳交付台帳)
- 第九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する身体 障害者に係る身体障害者手帳交付台帳を備え、厚生労働省令の定め るところにより、身体障害者手帳の交付に関する事項を記載しなけ ればならない。

$2 \sim 6$ (略)

- 7 都道府県知事は、次に掲げる場合には、<u>身体障害者手帳交付台帳から、その身体障害者手帳に関する記載事項を消除しなければならない。</u>
 - 一 法第十六条第一項の規定による身体障害者手帳の返還を受けた とき、又は<u>同項の規定による身体障害者手帳の返還がなく、かつ、</u> 身体障害者本人が死亡した事実が判明したとき。
 - 二 法第十六条第二項の規定により身体障害者手帳の返還を命じた とき。
 - 三 前項の規定による通知を受けたとき。

(参考2) 関係資料

○死亡・相続ワンストップサービスこれまでの取組と今後の方針 (令和2年3月17日 内閣官房IT総合戦略室)

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課人材養成・障害認定係 TEL: 03-5253-1111 (内線 3029)

(参考2)

死亡・相続ワンストップサービス これまでの取組と今後の方針



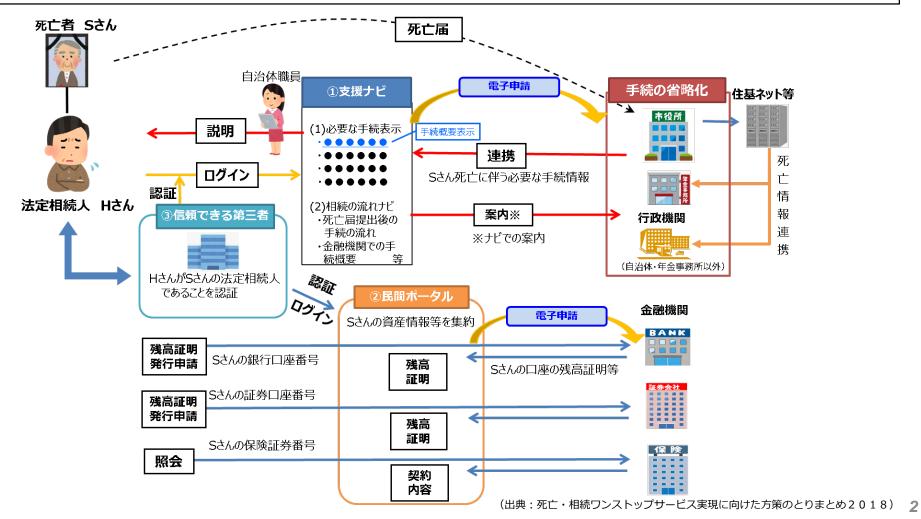
令和2年3月17日 内閣官房IT総合戦略室

1-1. これまでの経緯

時期	経緯
2018年1月16日	「デジタル・ガバメント実行計画」(eガバメント閣僚会議決定)にて施策登録
2018年3月14日	サービスデザインワークショップ(第1回)を開催
2018年9月12日	サービスデザインワークショップ(第2回)を開催
2018年11月28日	サービスデザインワークショップ(第3回)を開催
2018年12月19日	サービスデザインワークショップ(第4回)を開催
2019年2月13日	サービスデザインワークショップ(第5回)を開催
2019年3月27日	新戦略推進専門調査会 デジタル・ガバメント分科会にて検討状況を報告
2019年4月18日	各府省CIO連絡会議にて「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」を決定
2019年4月~6月	おくやみコーナー設置自治体支援ナビ構築に協力する自治体の募集
2019年6月14日	「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(閣議決定)にて施策登録
2019年6月21日	「成長戦略フォローアップ」(閣議決定)にて施策登録
2019年7月~12月	金融機関、アカウントアグリゲーションサービス、終活サービス提供事業者等に対するヒアリング調査
2019年12月20日	「デジタル・ガバメント実行計画」(閣議決定)にて施策登録
2020年1月27日~ 2月7日	おくやみコーナー設置自治体支援ナビに対するモニター調査を実施

1-2. 死亡・相続ワンストップサービスの全体像

○ (1) 行政手続を見直して、遺族が行う手続を削減し、 (2)故人の生前の情報をデジタル化し、死後、当該情報を、信 **頼できる第三者により相続人であることを電子的に認証された遺族**が、死亡・相続の手続に活用できるようにす ることで、遺族の負担を軽減するとともに、(3)死亡・相続に関する手続の総合窓口を自治体が円滑に設置・運営 できるように支援することで、自治体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行えるようにするこ とを目指す。



1-3. 今年度の取組(概括)

	死亡相続ワンストップサービス	今年度の取組
(1)	行政手続を見直して、遺族が行う手続を削減	○「他の手続で登録された死亡情報を参照できるも のの、当該届出の省略を認めていない11の行政 手続」について届出省略が可能となるよう見直し を促す。
(2)	故人の生前の情報をデジタル化し、死後、当該情報 を、信頼できる第三者により相続人であることを電 子的に認証された遺族が、死亡・相続の手続に活用 できるようにすることで、遺族の負担を軽減する	○「故人の生前の情報のデジタル化」に関連する民間事業者等に対しヒアリングを行い、死亡相続ワンストップサービスのポータル事業者の担い手を探る。
(3)	死亡・相続に関する手続の総合窓口を自治体が円滑に設置・運営できるように支援することで、自治体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行えるようにする	○「おくやみコーナー」を設置する自治体を支援す るため、支援ナビを構築する。

2. 行政手続の見直し(遺族が行う手続の削減)

- 関係省庁と協議した結果、見直しの対象となった下記11手続について、他の手続で登録された死亡情報等が 参照できた場合は**届出を省略可能とする結論**を得たところ。今後、順次、制度改正を行う。
 - ※3手続(「5 児童扶養手当受給者死亡の届出」、「7特別障害者手当(障害児福祉手当)受給者死亡の届出」、「8特別児童扶養手当受給 者死亡の届出」)については対応済

【参考1】デジタル・ガバメント実行計画(2019年12月20日 閣議決定)(抄)

財務省、厚生労働省及び環境省は、行政手続の見直しに向けて、総務省行政評価局の分析の結果、他の手続で登録された死亡情報を参照できるものの、死亡に関する届出の省略を認めていない行政手続について、2019年度(令和元年度)内に届出省略の可否等、見直しの方針について結論を得る。また、当該方針を踏まえ、必要に応じて順次制度改正を行う。

【参考2】見直し対象となった11手続(デジタル・ガバメント分科会(2019年3月27日)資料(抄)

No.	手続名	根拠法令	所管府省	手続の分類
1	個人事業者の死亡届出書	消費税法	財務省	4.届出-資格等喪失·死亡
2	死亡の届出(医療特別手当)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	厚生労働省	4.届出-資格等喪失·死亡
3	死亡の届出(介護手当)	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	厚生労働省	4.届出-資格等喪失·死亡
4	障害年金、遺族年金の受給者死亡の届出	予防接種法施行規則	厚生労働省	4.届出-資格等喪失·死亡
5	児童扶養手当受給者死亡の届出	児童扶養手当法	厚生労働省	5.届出-資格証等返還
6	身体障害者手帳返還届	身体障害者福祉法、身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて (通知)	厚生労働省	5.届出-資格証等返還
7	特別障害者手当(障害児福祉手当)受給者死亡の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	厚生労働省	4.届出-資格等喪失·死亡
8	特別児童扶養手当受給者死亡の届出	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	厚生労働省	5.届出-資格証等返還
9	資格喪失の届出	介護保険法、介護保険法施行規則	厚生労働省	5.届出-資格証等返還
1 0	遺族補償費が支給されなくなる場合の届出	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則	環境省	4.届出-資格等喪失·死亡
1 1	被認定者の死亡の届出	公害健康被害の補償等に関する法律施行規則	環境省	4.届出 – 資格等喪失·死亡

3-1.「故人の生前の情報のデジタル化」に関係する民間事業者へのヒアリング

ヒアリングの実施

【時期】 2019年7月から12月

【対象】「故人の生前の情報のデジタル化」に関係する民間事業者9社

(金融機関4社、アカウントアグリゲーションサービス提供事業者1社、終活サービス提供事業者4社

【内容】「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」をベースに意見交換



ヒアリングの結果

- 「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ2018」において示された、「個人の生前の情報を、死後、遺族に電子的に継承する民間ポータル」や「信頼できる第三者による相続人であることを電子的に認証する仕組み」について高い関心を示す。
- 一方、**自らが担い手になるには、マーケットの規模が小さく、ビジネスとして成立しないのではないかとする 慎重な意見**が多い。
- 他方、近年の「終活」の動き、特に**「エンディングノート」**について高い期待があることが判明。

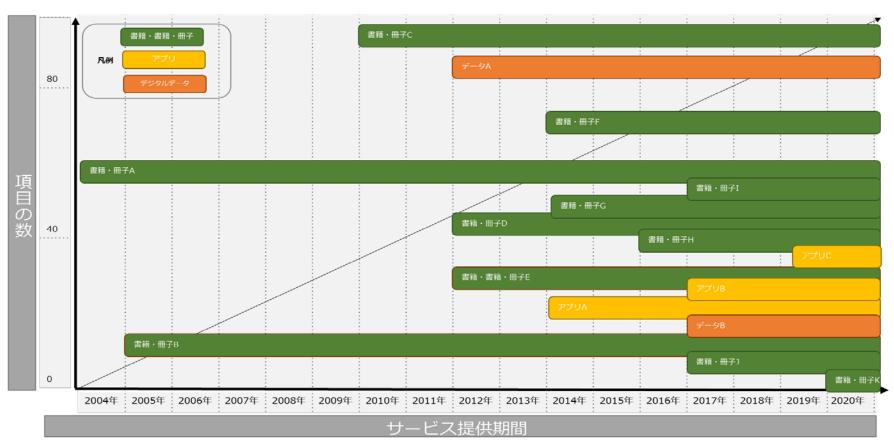
【エンディングノートとは】

- ・自分の終末期や死後について、その方針などを書き留めておくノート(三省堂「大辞林 第三版」)。
- ・遺言書と異なり、形式・内容は自由だが、法的な拘束力はない。
- ・エンディングノートがあると、遺族は、死亡・相続手続を円滑に行うことが可能となる。

3-2. エンディングノートの多様な実態とデータ標準の作成

- エンディングノートをサービス提供している事業者について、抽出調査を行ったところ、書籍で提供する事業者が多いものの、近年では、書式をダウンロードしてデータで残せるサービスを提供する事業者や、アプリを提供する事業者が出始めている。他方、エンディングノートに記入するデータ項目数は、多様である。
- → 今後、デジタルで記録するエンディングノートが拡大することで、そのデータの利活用についての道が開けることから、市場の拡大や競争環境の確保を目的に、データ標準の作成に着手することとしたい。

調査対象エンディングノートのサービス提供期間と項目数

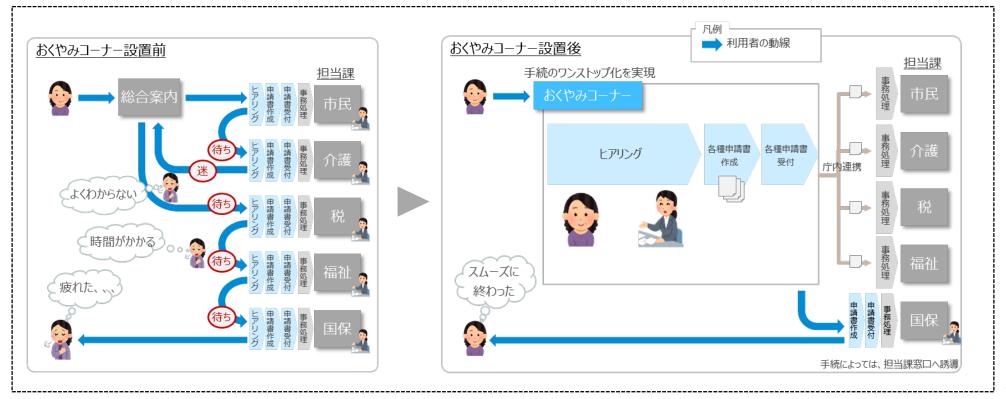


4-1.「おくやみコーナー」について

- 大分県別府市や三重県松阪市が先行的に「おくやみコーナー」(市町村における死亡手続をワンストップで受け付ける総合窓口)を設置して以降、全国の市町村において関心が高まっているものの、「おくやみコーナー」を担う職員は関係する幅広い手続について知識や経験が求められることから、設置を躊躇する自治体も多い。
- 2019年4月に取りまとめた「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」に基づき、今年度は、おくやみコーナーを設置する自治体を支援するための「支援ナビ」を構築。

【参考】「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ」(各府省CIO連絡会議決定)抄

○ 平成31年度(2019年度)においては、おくやみコーナー設置自治体等の協力を得て支援ナビを試験導入し、利用者の評価を踏まえて改善を行い、支援ナビの基本的な機能や死亡・相続手続の案内に必要な情報等について、標準仕様書や死亡・相続手続情報データベースを提供できるように整備する。併せて、おくやみコーナー設置に係る業務面の分析も行い、支援ナビを活用してのおくやみコーナー導入に向けたガイドラインを作成する。(内閣官房)



4-2. 松阪市の「おくやみコーナー」の分析①

○「おくやみコーナー」を設置しようとする市町村が、利用者からの満足度が非常に高いと言われている松阪市 (先行設置自治体)の「おくやみコーナー」と同等のサービスを提供可能となるように支援するため、松阪市の 「おくやみコーナー」をリバースエンジニアリングして、支援のあり方を検討。

松阪市の「おくやみコーナー」

- (1) 開設日: 2017年11月1日
- (2) サービス

遺族に対する死亡に伴う諸手続のワンストップ窓口 予約の受付も行っている。

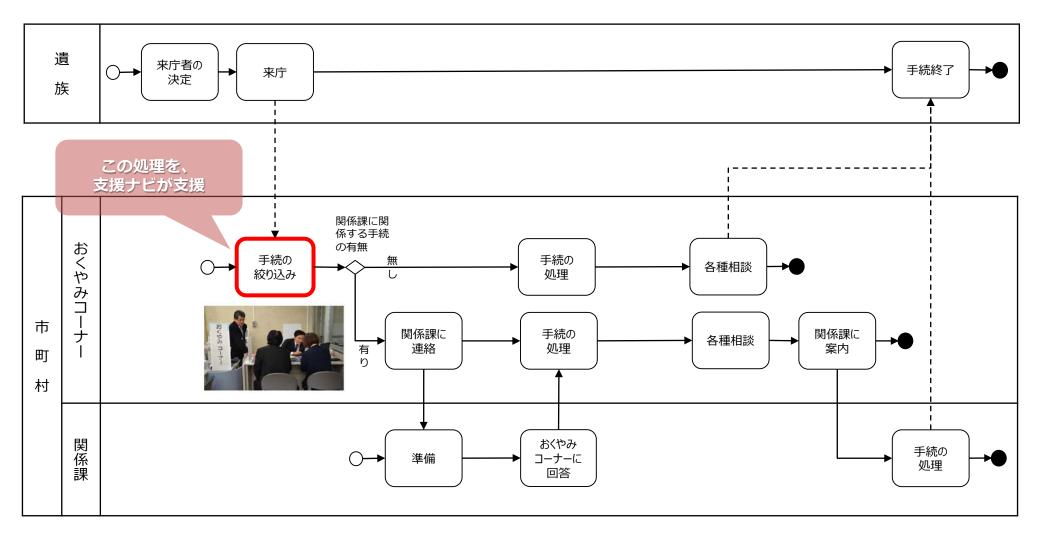
<主なサービス>

- ①ワンストップ受付
- ②手続抽出
- ③申請書作成代行
- ④コンシェルジュ(各種証明書の取得支援等)
- (3) 利用者に対するアンケート結果
 - 対象者:開設~3か月利用者
 - 回収率:63.4% (2018年1月31日時点:210/331件)
 - 設問と集計結果
 - おくやみコーナーの対応(わかりやすさ) 満足度93%
 - おくやみコーナーによる申請書作成の補助 満足度92%



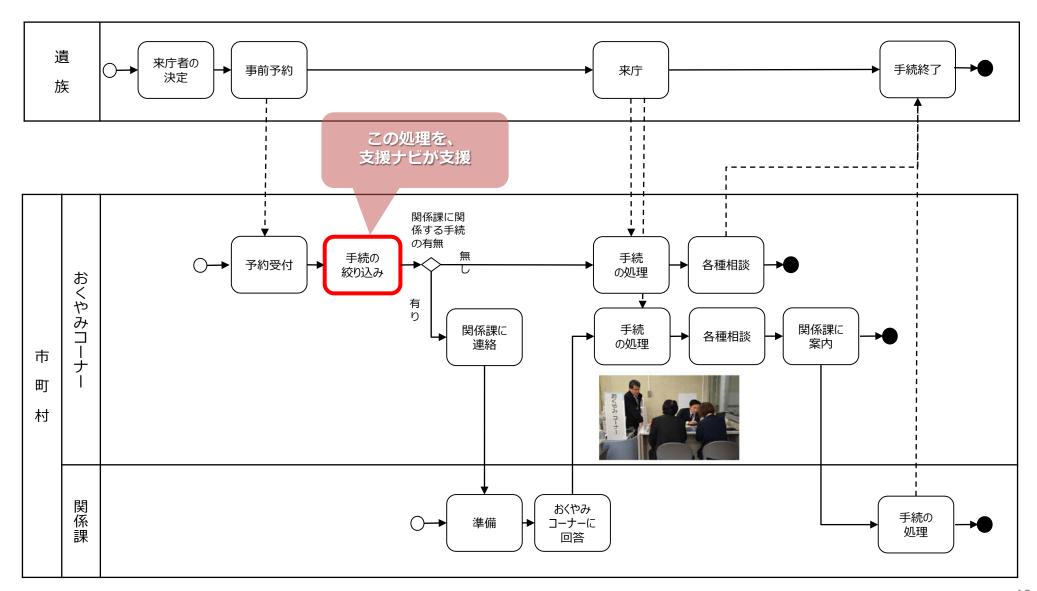
4-2. 松阪市の「おくやみコーナー」の分析②

【予約をしていない遺族に対するフロー】



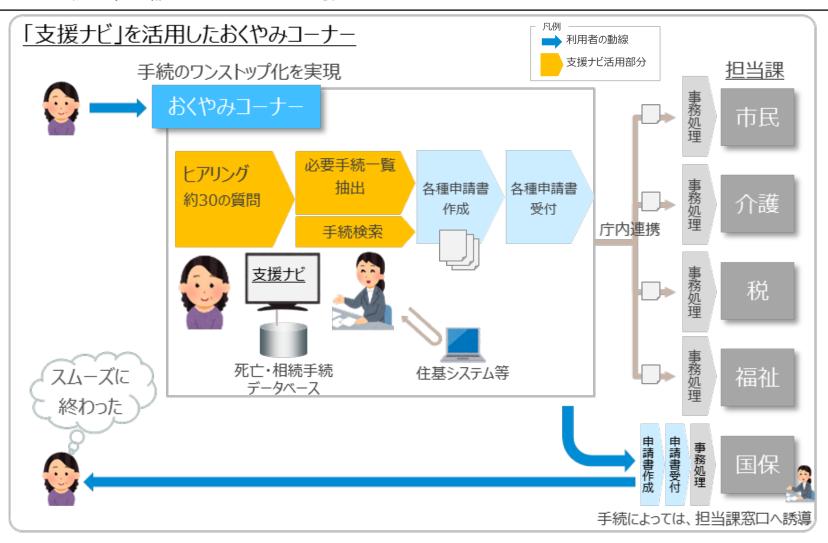
4-2. 松阪市の「おくやみコーナー」の分析②

【予約をした遺族に対するフロー】



4-3.「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」の仕組み①

- 〇 松阪市の「おくやみコーナー」の中核的な機能である、「複雑な死亡に関する手続を、故人・遺族の状況に とって必要な手続に絞り込む機能」を、「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」に搭載。
- → 支援ナビを利用することによって、経験がない職員にとっても適切に手続を案内できるほか、経験がある職員にとっても手続の案内漏れをなくすことが可能。



4-3.「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」の仕組み②

- 1. 手続ナビ機能:約30の質問にて必要な手続を抽出
- : 手続に関する質問を構造化することで、なるべく質問回数を減らしたナビゲーションを実現。
- 2. 手続管理機能:設問や手続の組合せは、自治体毎に柔軟にカスタマイズが可能
- : メンテナンス画面にて、自治体個別に必要な手続の追加や変更、質問と手続の組合せも編集が可能。

1. 手続ナビ機能

①故人情報(年齢等)、②質問(第1段階)



③質問(第2段階)



年齢や、第1段階の回答 内容の組み合わせで第2 段階の質問を絞り込み。

4)対象手続一覧



回答内容を踏まえて、必 要な手続一覧を表示し遺 族へ案内。

2. 手続管理機能



質問内容や組合せ等を、管理画面から設定。 CSVファイルの読み込みによる一括登録も可能。

4-4.「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」のモニター調査の実施

- おくやみコーナー設置自治体支援ナビに関して、実際に使用する「自治体職員」と「遺族」の視点による利便性等の改善点を洗い出すため4自治体においてモニター調査を実施。
- 遺族に関わる士業の方に複数の遺族役(5つのペルソナ)として参加してもらい、自治体職員と実際にロール プレイをすることで、支援ナビの課題を出し、改善を行った。

	モニター調査実施期間 1/27~	2/7
	船橋市役所	ロールプレイ 1/28実施
協力	松阪市役所	ロールプレイ 1/31実施
自治体	室蘭市役所	ロールプレイ 2/6実施
	大和市役所	ロールプレイ 2/7実施
	司法書士児島明日美事務所 児島 明日美 司法書士	ロールプレイ 1/28、2/6参加
遺族役	継TAX LCC 蟹江乾道税理士事務所 蟹江 乾道 税理士	ロールプレイ 1/31、2/7参加
退/沃仅	アマガヤ行政書士事務所 雨谷 幹彦 行政書士	ロールプレイ 1/28、2/6参加
	飛鳥山行政書士事務所 山賀 良彦 行政書士	ロールプレイ 1/31、2/7参加
事務局	大和総研 ビジネス・イノベーション	
	内閣官房IT室	

モニター調査の様子



室蘭市



松阪市



船橋市



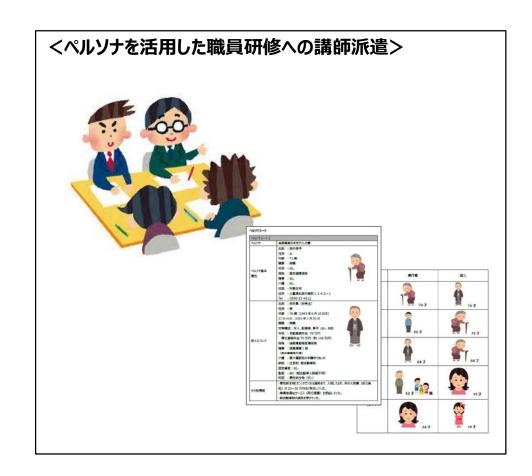
大和市

4-5.「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ」の導入支援

○ 2020年度では、おくやみコーナー設置のためのガイドラインや、支援ナビを活用したおくやみコーナーの使い方等を示した動画等を作成するとともに、実際に市町村に赴き、2019年度にモニター調査で使用したペルソナを活用した職員研修への講師派遣等、おくやみコーナー導入に向けた支援を行う。

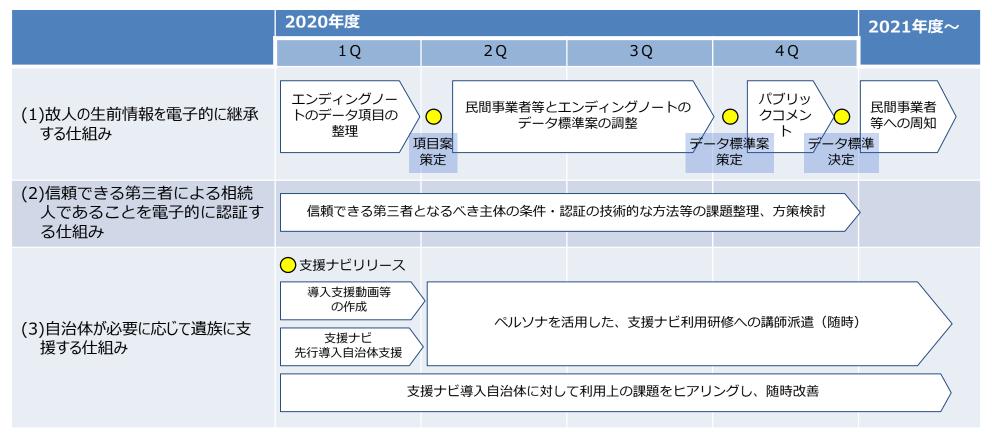
<おくやみコーナー設置のためのガイドライン> <おくやみコーナー設置自治体支援ナビの使い方動画>





5. 今後の取組方針

- 2019年度に実施したエンディングノートの実態調査を基に、エンディングノートをデジタル化する場合のデータ項目を整理し、民間事業者等の意見を踏まえ、2020年度内にエンディングノートのデータ標準の策定を行う。
- 上記の取組を進める中で、信頼できる第三者となるべき主体の条件・認証の技術的な方法等の課題整理、方策検 討する。
- おくやみコーナーを設置する自治体の支援のため、支援ナビを先行して導入する自治体による支援を通じて、導入支援の動画の作成や支援ナビ利用ガイドラインの拡充を行う。それらを活用して、おくやみコーナーの設置を希望する自治体を支援するための職員研修に講師を派遣する。また、支援ナビ導入自治体から利用上の課題をヒアリングし、支援ナビの改善事項を整理する。



【参考】ロードマップ

【短期的なサービスイメージ(~2020年度)】

・支援ナビの活用により自治体でのおくやみコーナー導入による手続案 内や自治体内手続の簡素化(手続の省略を含む)

【中期的なサービスイメージ(~2025年度)】

- ・遺族が行う手続の削減
- ・金融機関での相続手続に必要な情報を承継する仕組みの実現
- ・相続人であることを電子認証する仕組みの実現
- ・遺族がオンラインで死亡に関する手続を完結する仕組みの実現
- ・おくやみコーナー導入自治体の増加

	2010年 2007年 2007年			
		2019年度	2020年度	2021年度~
(1)行政手続の見直し (遺族が行う手続の削減)	関係省庁	届出省略に向けた、課題整理・見直し方 針の検討	、方針を踏まえた制度改正等の	実施
(2)故人の生前情報を電子 的に継承する仕組み	内閣官房・ 民間事業者	民間サービス活用も視野に有効な方策を検討	・民間事業者等を募りサービス 創発に向けた環境整備	・金融機関での相続手続に 必要な情報を承継する仕組 みの実現
(3)信頼できる第三者による 相続人であることを電子 的に認証する仕組み	内閣官房・ 民間事業者	信頼できる第三者となるべき主体の条件・認証 の技術的な方法等の課題整理、方策の検討	・民間事業者等を募りサービス創発に向けた環境整備	・相続人であることを電子認証する仕組みの実現 活用
	内閣官房 •自治体 遺	標準仕様書・ガイドライ	・遺族がオンラインで死亡に 関する手続を完結する仕組み の検討 ン・データベースの公表	
(4)自治体が必要に応じて遺		・支援ナビを活用した実証実験 (おくやみコーナー導入の業務面の分析も含む)	・自治体の支援ナビ・おくや	みコーナー導入に向けた支援
族に支援する仕組み		死亡相続手続情報データ ベースの対象手続・必要情 報の選定 データベースの作成	データベースの更新・メンテ	
	関係省庁	データベースの情報提供	制度改正等を踏まえ定期的に	情報提供